

業務委託契約書

最終更新日: 2025年3月8日

この業務委託契約（以下「本契約」といいます）は、Cafie合同会社（以下「委託者」といいます）が運営するイベントプラットフォーム「ILLUMI Square」において、事業者としてイベントを主催する者（以下「受託者」といいます）との間で締結される契約です。

第1条（目的）

本契約は、委託者が受託者に対して、委託者が運営するイベントプラットフォーム上での地方創生に関するイベントの企画・運営業務を委託し、受託者がこれを受託することに関する条件を定めることを目的とします。

第2条（業務内容）

2.1 受託者は、委託者の指示および審査に基づき、以下の業務（以下「本業務」といいます）を行うものとします。

- (1) 地方創生に関するイベントの企画・立案
- (2) イベントの実施および運営
- (3) イベント参加者への対応
- (4) その他、前各号に付随する業務

2.2 受託者は、本業務を善良なる管理者の注意をもって遂行するものとします。

第3条（委託料）

3.1 受託者は、有料イベントを開催し、参加料金を設定することができます。参加料金は1イベントあたり100円から10,000円（税込）とします。

3.2 委託者は、受託者に対し、本業務の対価として、イベント参加料金から委託者の手数料（参加料金の10%）を差し引いた金額を委託料として支払うものとします。

3.3 委託料の支払いは、イベント終了後の異議申し立て期間（3営業日）経過後に確定し、所定の締め日（毎月15日・末日）に委託者から受託者の指定する銀行口座に

振り込む方法により行うものとします。なお、振込手数料は委託者の負担とします。

第4条（イベントの審査）

4.1 受託者が企画するイベントは、公開前に委託者による審査を受けるものとします。

4.2 審査基準には、地方創生との関連性、内容の適切性、受託者の資格・経験、価格設定の妥当性、関連法令の遵守などが含まれます。

4.3 委託者は、イベントが本契約に違反していると判断した場合、審査不合格とし、または既に公開されているイベントを中止することができます。

4.4 受託者は、委託者がイベントの審査において社会通念上明らかに不適切なイベントの掲載を防止するよう努めることを理解し、審査結果に従うものとします。

第5条（契約期間）

5.1 本契約の有効期間は、本契約締結日から1年間とします。ただし、期間満了の2週間前までに、委託者または受託者のいずれからでも契約終了の意思表示がない場合は、同一条件でさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。

5.2 本契約の中途解約および解除については、第13条の規定に従うものとします。

第6条（権利義務の譲渡禁止）

委託者および受託者は、相手方の事前の書面による承諾なく、本契約上の地位および本契約に基づく権利義務を第三者に譲渡し、または担保に供してはならないものとします。

第7条（秘密保持）

7.1 委託者および受託者は、本契約に関連して知り得た相手方の技術上、営業上その他一切の情報（以下「秘密情報」といいます）を、相手方の事前の書面による承諾なく、第三者に開示または漏洩してはならないものとします。

7.2 前項にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に含まれないものとします。

- (1) 開示を受けた時点で既に公知となっていた情報
- (2) 開示を受けた後、自己の責めによらず公知となった情報
- (3) 開示を受けた時点で既に自己が保有していた情報
- (4) 第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報

第8条（個人情報の取扱い）

8.1 受託者は、本業務の遂行に際して委託者から提供された個人情報（個人情報保護法に定める「個人情報」をいいます）を、本業務の遂行の目的にのみ使用するものとします。

8.2 受託者は、個人情報の漏洩、滅失または毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるものとします。

第9条（反社会的勢力の排除）

9.1 委託者および受託者は、自己（法人の場合はその役員および従業員を含みます）が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者をいいます）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

9.2 委託者または受託者が前項の表明・確約に違反した場合は、相手方は何らの催告をすることなく本契約を解除することができるものとします。

第10条（損害賠償）

委託者および受託者は、本契約に違反して相手方に損害を与えた場合、相手方に対し、その損害を賠償するものとします。

第11条（協議事項）

本契約に定めのない事項または本契約の解釈に疑義が生じた場合は、委託者および受託者は誠実に協議して解決するものとします。

第12条（準拠法および管轄裁判所）

12.1 本契約の準拠法は日本法とします。

12.2 本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第13条（契約解除）

委託者および受託者は、以下の規定に従って本契約を解除することができます。

13.1 委託者または受託者は、相手方が以下の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告なく直ちに本契約を解除することができるものとします。

(1) 本契約に定める重大な義務に違反し、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、当該期間内に違反が是正されないとき

(2) 監督官庁から営業停止または営業免許もしくは営業登録の取消等の処分を受けたとき

(3) 差押、仮差押、仮処分、強制執行もしくは競売の申立てを受け、または公租公課の滞納処分を受けたとき

(4) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立てを受け、または自ら申立てを行ったとき

(5) 第9条の表明保証に違反したとき

(6) その他、本契約を継続しがたい重大な事由が生じたとき

13.2 委託者は、受託者が開催したイベントにおいて以下の各号のいずれかに該当する行為を行った場合、本契約を即時解除することができるものとします。

(1) 法令または公序良俗に違反する内容のイベントを開催したとき

(2) 地方創生と無関係な内容のイベントを開催したとき

(3) 参加者に対して誹謗中傷や差別的言動を行ったとき

(4) イベント内容が事前の申請と著しく異なり、参加者の期待を裏切ったとき

(5) イベント内容に関して参加者から重大なクレームが複数寄せられ、委託者の調査によって問題が認められたとき

(6) その他、委託者の信用を著しく毀損する行為を行ったとき

13.3 受託者は、以下の方法により本契約を解除することができるものとします。

(1) 受託者設定画面からの「アカウント削除」機能による申請

(2) サポートメール (support@illumi-square.jp) への契約解除の意思表示

(3) 書面による契約解除の意思表示

13.4 前項の方法により受託者が契約解除を行う場合、以下の条件を満たす必要があります。

(1) 開催予定のイベントがないこと

(2) 参加者からの未解決のクレームがないこと

(3) 委託者との間で精算が完了していること

13.5 本条に基づく契約解除があった場合、解除原因を作出した当事者は、相手方に対して契約解除によって生じた損害を賠償するものとします。ただし、第13条第3項に基づく受託者からの契約解除の場合は、特段の事情がない限り損害賠償義務は発生しないものとします。

13.6 本契約が解除された場合であっても、解除時点で既に開催されたイベントの委託料については、第3条の規定に従い精算するものとします。ただし、受託者の責に帰すべき事由により契約が解除された場合において、委託者が参加者に対して返金等の対応を行った場合は、当該返金額を委託料から控除することができるものとします。

付則：本契約は2025年3月8日から実施します。